

## 造林事業補助金により森林整備を応援します！

森林は、豊かで多様な生物を育み、山地災害等から県民生活を守り、水源のかん養、地球温暖化の防止など様々な機能により、私たちの生活を支えています。  
このため、森林を育成し健全な状態に保つ作業に対して、国と県から補助金を助成しています。

### 主な作業種と補助要件等

| 作業種            | 作業内容  | 対象林齢   | 補助要件等   | 補助率    |
|----------------|---|--|---|--------|
| 1<br>人工造林      | <ul style="list-style-type: none"> <li>地拵え</li> <li>植栽（針葉樹・広葉樹）</li> <li>低質材等における前生樹の伐倒・除去（特殊地拵え）</li> <li>雪害木の伐倒・除去</li> </ul>     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>人工造林                             <ul style="list-style-type: none"> <li>針葉樹：2,000本/ha以上</li> <li>広葉樹：2,000～2,400本/ha</li> </ul> </li> <li>樹下植栽（複層林）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>針葉樹：500本/ha以上</li> <li>広葉樹：300～1,000本/ha</li> </ul> </li> <li>樹下植栽（天然更新）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>広葉樹：1,000本/ha以下</li> </ul> </li> <li>地拵えを行った場合は、その年度または翌年度内に植栽すること</li> </ul> | 40、55% |
| 2<br>樹下植栽      | <ul style="list-style-type: none"> <li>地拵え</li> <li>植栽（針葉樹・広葉樹）</li> <li>不用萌芽・不用木の除去</li> <li>不良木の淘汰等</li> </ul>                    |  |   |        |
| 3<br>下刈り       | <ul style="list-style-type: none"> <li>造林木以外の雑草・木竹類等の刈払い</li> </ul>   | 原則5年生まで  | <ul style="list-style-type: none"> <li>造林木の生長、雑草の繁茂状況を勘案して作業の必要性を判断すること</li> </ul>  | 40、50% |
| 4<br>枝打ち       | <ul style="list-style-type: none"> <li>林木の枝葉の除去</li> </ul>  | ①30年生以下<br>②間伐と一体の場合<br>60年生以下<br>③更新伐と一体の場合<br>90年生以下 | <ul style="list-style-type: none"> <li>枝打高 2.0m未満の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>立木本数の80%以上に対して実施すること</li> </ul> </li> <li>枝打高 2.0m以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>収穫対象となる1,000本/ha以上に対して実施すること</li> <li>雄花の多い立木を主体に実施すること</li> </ul> </li> </ul>  |        |
| 5<br>除伐        | <ul style="list-style-type: none"> <li>不良木の淘汰及び不用木の除去</li> </ul>  | 25年生以下   | <ul style="list-style-type: none"> <li>主林木以外の不用木のみを除去する場合は、不用木を全てを除去すること</li> </ul>   |        |
| 6<br>保育間伐      | <ul style="list-style-type: none"> <li>不良木の淘汰及び不用木の除去（伐採率は20%以上）</li> </ul>   | 35年生以下   | <ul style="list-style-type: none"> <li>二次災害のおそれがある場合等には、伐採木の流出防止に努めること</li> </ul>   | 40%    |
| 7<br>間伐        | <ul style="list-style-type: none"> <li>不良木の淘汰及び不用木の除去、搬出集積（伐採率は20%以上）</li> </ul>  | 60年生以下   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1申請ごとに5ha以上かつ平均搬出量が40m<sup>3</sup>/ha以上</li> </ul>   |        |
| 8<br>更新伐       | <ul style="list-style-type: none"> <li>複層林の造成・育成</li> <li>広葉樹林化の促進</li> <li>天然林の改善を図るために行う不良木の淘汰及び不用木の除去、搬出集積（伐採率は20%以上）</li> </ul> | 90年生以下   | <ul style="list-style-type: none"> <li>更新伐を行った翌年度から2年を経過して更新が図られない場合は、植栽により速やかに更新すること</li> </ul>  |        |
| 9<br>獣害防止施設等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況に応じた施設（忌避剤、防護柵、獣害防止帯・ネット）の設置</li> <li>施設改良</li> </ul>                                    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>植栽、保育作業に付帯して実施</li> <li>施設改良は鳥獣害防止森林区域のものに限る</li> </ul>  | 50、55% |
| 10<br>森林作業道    | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林作業道の開設及び改良</li> </ul>  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林作業道作設指針に適合すること</li> <li>間伐などの施業と一体的に実施されること</li> </ul>   | 40、50% |
| 11<br>花粉発生源植替え | <ul style="list-style-type: none"> <li>花粉発生源となっているスギ、ヒノキの伐倒・搬出集積、少花粉スギコンテナ苗の植栽等</li> </ul>  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の安定取引協定を締結すること。</li> <li>伐採により生じる未利用材を搬出すること</li> <li>立木の伐倒から再造林までを連続して実施すること</li> <li>森林経営計画に基づいていること。基づかない場合には、事業完了の翌年度までに実施林分が森林経営計画の対象森林となること。</li> </ul>  | 40、55% |

○作業種1～6、9、11の補助の対象となる面積は、1施行地0.1ha以上になります。

○作業種7・8については、1施行地0.1ha以上の森林を集約化し、1申請当たり5ha以上まとめることが必要になります。

○作業種5～8について、過去5年以内に造林補助金で除伐・保育間伐・間伐・更新伐を行った森林は補助対象外になります。

## 補助金の算定方法

補助金額 = 標準単価 × (1 + 間接費率) × 事業量 × 査定係数 / 100 × 補助率

- 査定係数 ①森林経営計画、特定間伐等促進計画または実施権配分計画に基づく場合：170  
②花粉発生源植替え：180  
③それ以外の場合：90（枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐については対象外）
- 標準単価 当該施業に係る1ha・1m当たりの標準的な事業費  
（標準単価表参照。なお、実施形態により消費税が加算されることがあります。）
- 間接費率 当該施業に係る雇用実態に基づいた現場監督費と社会保険料等により0～31%で設定

## 間伐、更新伐について

地域の森林をまとめて計画的に間伐等を行う方を対象に補助する仕組みとなっており、また、補助金の算定も、搬出された間伐材の量に応じて計算されます。

このため、間伐、更新伐については、次の条件への対応が必要になります。

### その1

- 森林経営計画を作成し、市町村等の認定を受けること。
- また、次の場合も補助対象になります。（①、②を両方満たすこと）
- ① 特定間伐等促進計画に間伐の実施が計画されており
  - ② かつ、集約化実施計画に間伐対象森林として計画されていること

### その2

1申請で、間伐、更新伐、合わせて5ha以上まとめること。

### その3

1申請で搬出される間伐材の量が、間伐した面積1ha当たり平均40m<sup>3</sup>以上になること。

例えば、10haの間伐を行い、全体で450m<sup>3</sup>間伐材を搬出した場合

- ① 1申請当たり5ha以上の条件：10ha実施しているのでOK
  - ② 平均搬出量40m<sup>3</sup>以上の条件：450m<sup>3</sup>÷10ha=45m<sup>3</sup>/ha実施しているのでOK
- 適用される標準単価：平均搬出量 40～50m<sup>3</sup>/ha の単価

## 事前計画について

人工造林、間伐、更新伐、花粉発生源植替え及び森林作業道の実施予定箇所や事業量をまとめた「事前計画」を作成し、作業を始める前に県に提出する必要があります。

間伐をはじめとする森林整備に対して補助を受けるためには、地域の皆さんが連携して計画を立てるなど、様々な作業が必要になります。  
また、現地の施行状況（植栽本数や搬出間伐量など）により補助金額が変わりますので、詳しくは最寄りの環境森林事務所又は森林組合等にご相談ください。

| 事務所名      | 電話番号         | 管内市町                          |
|-----------|--------------|-------------------------------|
| 県西環境森林事務所 | 0288-21-1229 | 鹿沼市・日光市                       |
| 県東環境森林事務所 | 0285-81-9004 | 宇都宮市・真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町 |
| 県北環境森林事務所 | 0287-23-6365 | 大田原市・那須塩原市・那須烏山市・那須町・那珂川町     |
| 県南環境森林事務所 | 0283-23-1441 | 足利市・栃木市・佐野市・小山市・下野市・壬生町・野木町   |
| 矢板森林管理事務所 | 0287-43-1439 | 矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町             |